

箕面如意谷住宅防災会防災計画

1. 目的

この計画は、箕面如意谷住宅防災会の防災活動に必要な事項を定め もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2. 計画事項

この計画に定める事項は、次の通りとする。

- (1) 防災組織の構成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災組織の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報収集・伝達に関すること。
- (5) 出火防止・初期消火に関すること。
- (6) 救出・救護に関すること。
- (7) 避難訓練に関すること。

3. 防災組織の構成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次の通り防災組織を構成する。
(別紙、箕面如意谷住宅 防災会 組織図)

4. 防災組織の普及

地域住民の防災組織を高揚するため、次の防災意識の普及を行う。

- (1) 普及事項は、次の通りとする。
 - ア 防災組織及び防災計画に関すること。
 - イ 地震・火災・水害等についての知識に関すること。
 - ウ 地域周辺の環境に応ずる防災知識に関すること。
 - エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
 - オ その他防災に関すること。
- (2) 普及の方法
防災組織の普及の方法は、次の通りとする。
 - ア 広報誌・パンフレット・リーフレット・ポスター等の配布
 - イ 座談会・講演会・映画会などの開催
 - ウ パネルなどの展示
 - エ その他防災会会長が必要とする方法
- (3) 実施時期
防災の日・ボランティアの日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、
随時 実施する。

5. 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達・消火・避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

- (1) 訓練の種別
訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。
- (2) 個別訓練の種類
 - ア 情報の収集伝達訓練
 - イ 消火訓練

- ウ 避難・誘導訓練
- エ 救出・救護訓練
- オ 炊き出し訓練
- カ 給水訓練
- キ 避難生活訓練
- ク その他 防災会会長が必要とする訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、二つ以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練実施に関しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。(訓練計画は、別に定める)

(5) 訓練の時期及び回数

ア 訓練は、原則として防災の日(9月1日)、箕面市地域防災訓練時期に実施する。

イ 訓練は、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

6. 情報の収集伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集伝達

情報班員は、地域内の防災情報・防災関係機関・報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民・防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、優先電話・テレビ・ラジオ・無線機・伝令等による。

7. 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震に於いては、火災の発生が災害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月1日を「防災の日」とし、各家庭に於いては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

イ 可燃性危険物品等の保管状況

ウ 消火器等の消火資機材の整備状況

エ その他建物等の危険個所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、消火資機材を配備する。

ア 可燃ポンプの防火水槽付近への配備

イ 消火器・水バケツ・消火砂等の配備

8. 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当てを要する者であると認めた時は、次の医療機関又は防災機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ア 箕面市立病院
- イ その他防災会会長が認めた病院等の施設

(3) 防災関係の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

9. 避難対策

地震等災害が発生した場合及び火災の延焼拡大により地域住民の人命に危険が生じ、又は、生じる恐れがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

箕面市長の避難命令が出たとき又は、防災会会長が必要があると認めたときは、防災会会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、防災会会長の避難指示に基づき、住民を避難地に誘導する。

(3) 避難路及び避難地

ア 避難路 如意谷バス路線及び防災会会長が認めた路線

イ 避難地 かやの北小学校及び防災会会長が認めた場所

10. 給食・給水

避難地等においては、各家庭で非常持ち出した食料・飲料水を飲食することを原則とするが、配給等を受けた場合、給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員は、地域内の家庭、箕面市から配給された食料又は米穀類販売業者等から提供された食料等の配分・炊き出しなどにより給食活動を行なう。

(2) 給水の実施

給食・給水班員は、貯水槽・井戸・瀘水機使用等により確保した飲料水または箕面市から提供された飲料水により給水活動を行う。

付 則

この防災計画は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。